平成２２年（フ）第３４０号
福岡県うきは市吉井町鷹取350番地５
債務者　中嶋早央里
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３６４号
福岡県久留米市御井町1677番地４　御井コーポ１　131号
債務者　本多　寛次
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３７５号
福岡県久留米市北野町上弓削548番地３
債務者　キッチンげんきこと　古賀　美雪
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３７６号
福岡県久留米市北野町上弓削548番地３
債務者　神田　正子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３８７号
福岡県小郡市三沢3888番地１
債務者　倉富　香織
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３９２号
福岡県三井郡大刀洗町大字高樋2337番地14
債務者　川下怡津枝
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３９３号
福岡県久留米市国分町1324番地５
債務者　三尾三千雄
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第８３号
福岡県大川市大字向島1045番地
債務者　石橋喜代美
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１０１１号
福岡県中間市池田２丁目６番103号
債務者　前山　香子（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０４６号
北九州市八幡西区熊西１丁目12番11号
債務者　木村　裕之
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０７６号
北九州市八幡西区永犬丸東町１丁目14番16号
債務者　宮本恵美子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０７７号
北九州市小倉北区緑ケ丘１丁目３番32―302号
債務者　大木　正光
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３６号
大分県佐伯市中の島２丁目18番９号シャルマンハイツＢ101、従前の住所大分県佐伯市城南町８番26号
債務者　河野　マミ
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第４５１号
鹿児島県鹿児島市和田町1041番地111パレット301号
債務者　松元　　滝
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５１５号
鹿児島県鹿児島市希望ヶ丘町13番１―43号
債務者　松下　勝藏
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５２９号
鹿児島県いちき串木野市下名14072番地１
債務者　鰻　すみ子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５３７号
鹿児島県鹿児島市日之出町６番33号エクセル中島101号
債務者　塚田　淑子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５６５号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4511番地１津曲アパート201号
債務者　糸入なおみ
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係